

農地中間管理事業評価委員会意見

令和 8 年 6 月

農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき、兵庫県農地中間管理機構（以下「農地バンク」）から、令和 7 年度の農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」）の実施状況について説明を受け、下記のとおり評価及び意見を附す。

記

1 令和 7 年度の取組について

重点的に取り組むべき事項のうち、事務手続き及び添付書類の一層の簡素化、関係機関等との連携体制のさらなる強化、並びに「いきいき農地バンク方式」の活用促進については、適切に実行されていると評価できる。

一方で、地域計画のブラッシュアップは国・県・市町においてようやく端緒に就いたばかりであり、地域計画の協議の場への参画を通じた農地バンク事業の活用促進は次年度以降に期待する。

2 今後重点的に取り組むべき事項

- （１） 令和 7 年度に比べれば 10 年満了に伴う更新手続きが減少するが、基盤法に基づく相対契約の更新が生じるため事務量は依然として多く、利用者の利便性向上及び農地バンク、市町等契約関係担当者の事務軽減を図る必要がある。

このため、引き続き事務手続きの簡素化、関係機関等との連携体制の更なる強化、並びに市町等の事務担当者の育成支援を図られたい。

- （２） 担い手への農地の集積・集約を促進するとともに、耕作者のリタイヤ時における農地の荒廃を防止するためには、「自分返し」を含む地域全体で農地の有効活用を図る「いきいき農地バンク方式」を活用することが有効である。

については、地域計画のブラッシュアップの過程で協議の場に参画し「いきいき農地バンク方式」の活用促進を図られたい。